# 令和８年度上下水道料金の低所得者料金等減額について

宇治市上下水道部営業課

宇治市では、所得が低く生活に困窮している世帯（同居者全員が生活保護受給者の場合、または同居者全員の所得合計が下記基準額以下の場合）を対象に、上下水道料金を減額する制度があります。

減額を希望される場合は、指定の申請書兼同意書に必要事項を記入・押印の上、必要に応じて所得証明資料を添えて提出してください。

○ 同居者の人数は、住民登録により判断しますので、同一住所地に住民登録がある人全員について記入、押印してください。（住民登録上、世帯分離をしている人も含みます。）
同一住所地に住民登録があるが、現に居住していない人がいる場合は、実際の居住地に住民登録を異動したうえで申請してください。

○ 日常の生活用途として水道を使用していると認められない場合(使用水量が著しく少ない等)、営業用途(店舗兼住宅等)で水道を使用している場合、または複数の水栓で申請の場合は対象になりません。

## 【 申請に必要な書類 】

① 申請書兼同意書　② 同居者全員の所得額を証明する資料※

※令和８年１月１日時点で宇治市に住民登録があり、所得情報等の照会・閲覧に同意する人については、資料の提出は必要ありません。（申請書の同意欄に必ず押印してください。）

※令和８年１月１日以降に住民登録を宇治市に移した人は、令和８年１月１日時点で住民登録のあった自治体にて、令和８年度課税証明書等を取得し、申請書に添付してください。(源泉徴収票は不可。)
なお、令和８年度課税証明書は各自治体にて令和８年６月１日以降に取得可能です。

## 【 減額の対象となる期間 】

令和８年度３期分（８月・９月検針分）～令和９年度２期分（６月・７月検針分）

- １年ごとに申請が必要です。また、申請時点より過去に遡って減額を受けることはできません。
- 減額決定期間中に市内転居した場合は、転居後の住所地にて再度申請する必要があります。
(自動的に継続適用されませんのでご注意下さい。)

## 【 所得基準額 】

| 世帯人数 | 合 計 所 得 額 |
|---|---|
| １人 | 549,000 円 |
| ２人 | 1,038,000 円 |
| ３人 | 1,686,000 円 |
| ４人 | 1,955,000 円 |
| ５人 | 2,171,000 円 |

（ ６人以上は、１人につき 216,000 円を加算した額 ）

[ 送付先 ]
〒611-8501
宇治市宇治琵琶 33
上下水道部営業課

[ 電 話 ]
0774-20-8761